

第 6280 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 9月12日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 定年後再雇用する社員に対する退職金

Q : 定年を迎える社員がいます。再雇用契約を結ぶ予定ですが、この場合に支払う退職金は、どのように取り扱えばいいですか？

A : 一定の場合には、退職所得として源泉徴収することになります。

【解説】

所得税では、退職という事実がない場合であっても、定年に達した社員を再雇用する際に支払われる定年時退職金等は、退職手当等として取り扱われることになっています。ただしこの場合には、定年時退職金等が支払われた後において支払われる退職金等の計算上、その定年時退職金等の計算の基礎となった勤続期間を一切加味しないとされている必要があります。

つまり、定年後再雇用する場合には、将来、退職する際に再度退職金等が支給されるかもしれませんが、そのときには、定年時退職金等の計算の基礎となった勤続期間を含めないとしている場合に限り、定年時に支払われる退職金等は、退職手当等として取り扱われるということです。

したがって、この条件を満たす定年時退職金等については、退職所得としての源泉徴収をすることになります。

なお、定年到達時には退職金等の支給をせず、実際に退職する際に退職金等を支給するような場合は、その支給日に、実際の退職日まで引き続き勤務していたとした場合における退職所得に対する所得税額を源泉徴収することになります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

